

## 年度末および4月以降の中小企業の皆様の資金繰り支援について

平成23年3月31日に景気対応緊急保証制度の取扱期限が到来します。年度末までに利用を検討されている方は、早目のお申し込みをお願いいたします。同制度終了後も、経営安定関連保証（セーフティネット保証）については、取扱いを継続します。

※平成23年4月1日より、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種および認定基準の変更が行われます。

[指定業種 \(PDF\)](#)

[指定解除される業種 \(PDF\)](#)

[新しい認定基準 \(PDF\)](#)

### 年度末に向けた中小企業の皆様の資金繰り支援について

- ①景気対応緊急保証制度の推進（平成23年3月31日まで）
- ②借換保証の推進（複数の保証付借入を一本化、条件変更、真水の追加等が可能です。）
- ③条件変更の積極対応（既往借入金の返済負担軽減）

### 4月以降の中小企業の皆様の資金繰り支援について

（1）100%保証の実施

- ①小規模企業向けの小口保証制度（業種を問わず、従業員20人以下であって、保証利用残高が1,250万円以下の小規模企業が対象）  
※商業又はサービス業を主たる事業にする事業者については従業員5人以下
- ②セーフティネット保証（特に業況の悪化している業種に属し、売上高の減少などの影響を受けている中小企業が対象）  
※指定業種に属していることや売上高の減少等の状況について、市区町村の認定が必要
- ③創業関連保証等（創業する者、創業後5年未満の者が対象）

（2）既往借入金の返済負担の軽減

- ①借換保証の推進
- ②条件変更の積極対応

また、一般保証制度等についてもこれまでと同様に利用できます。